全国高校野球OBクラブ連合施行細則

第1章 組織

(マスターズ甲子園実行委員会)

第1条 理事会に、マスターズ甲子園実行委員会を置く。

2 マスターズ甲子園実行委員会は、マスターズ甲子園開催に必要な企画、準備及び実施に関すること、並びに、関係機関及び団体との連絡調整に関する事務処理を行う。

(マスターズ甲子園実行委員長及びマスターズ甲子園実行委員)

第2条 マスターズ甲子園実行委員長は、理事会において、理事の中から選任する。

- 2 マスターズ甲子園実行委員長は、マスターズ甲子園に係る一切の権限を有し、その限りにおいて、全国OB連合の代表権を有する。
- 3 マスターズ甲子園実行委員長の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残存期間とする。
- 4 マスターズ甲子園実行委員は、マスターズ甲子園実行委員長が任免する。

(地方予選リーグ連絡協議会)

第3条 マスターズ甲子園実行委員会に、地方予選リーグ連絡協議会を置く。

- 2 地方予選リーグ連絡協議会は、地方予選リーグの実施に関する事項について審議し、マスターズ甲子園実行委員会に意見を具申するとともに、同委員会の諮問に応ずる。
- 3 地方予選リーグ連絡協議会は、マスターズ甲子園実行委員長及び各地方予選リーグの 代表者1名をもって構成する。

第2章 会員

(入会・定款第7条)

第4条 理事長は、地方予選リーグ又は幹事校(以下、本条及び次条において「地方予選リーグ等」という)の申立てに基づき、一般会員の入会に関する事務を、当該都道府県に関するものに限り、地方予選リーグ等に委ねることができる。この場合、一般会員として入会しようとする者は、所定の登録用紙により、地方予選リーグ等に申し込むものとし、地方予選リーグ等は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。地方予選リーグ等が入会を認めた場合は、速やかに、理事長に報告しなければならない。2 地方予選リーグ等は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(退会・定款第11条)

第5条 第4条第1項の場合において、退会に関する事務は、地方予選リーグ等が扱う。

(一般会員の権限)

第6条 一般会員でない者は、マスターズ甲子園の代表OB試合への出場資格を有しない。

(会費・定款第9条)

第7条 一般会員及び賛助会員は、毎年度6月30日までに年会費を納入しなければならない。ただし、新規加盟会員にあっては、加盟申請時に納入するものとする。

第3章 役員

(役員・定款第14条)

第8条 全国〇B連合には、6名の理事及び1名の監事を置く。

(役員の選任等・定款第15条)

第8条の2 北海道・東北地区(北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島)、関東地区(茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)、北信越・東海地区(新潟、長野、富山、石川、福井、静岡、愛知、岐阜、三重)、近畿地区(京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)、中国・四国地区(岡山、広島、鳥取、島根、山口、香川、徳島、愛媛、高知)及び九州・沖縄地区(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)の各ブロックに所属する一般会員は、通常総会の開催に先立ち、各ブロックにつき各1名の役員候補者を推薦するものとする。

2 マスターズ甲子園大会事務局は、通常総会の開催に先立ち、1名の役員候補者を推 薦するものとする。

第4章 総会

(開催・定款第27条)

第9条 通常総会は、マスターズ甲子園開催の前日に開催する。

(総会の出席者)

第10条 総会は、地方予選リーグ又は幹事校の代表者1名が出席することを原則とする。この場合、当該代表者は、総会までに各支部又は各都道府県の一般会員の意見を取りまとめ、総会では各支部又は各都道府県の一般会員を代理して議決権を行使するほか、総会後は、その決議事項を各支部又は各都道府県の一般会員に周知させることを要する。地方予選リーグ又は幹事校の代表者が総会に出席できないときは、当該代表者は、総会に出席する一般会員の代表者又は総会の議長に、各支部又は各都道府県の一般会員の議決権の行使を委任するものとする。この場合において、当該代表者は、委任状を総会の議長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、通常総会には、マスターズ甲子園の代表校の代表者1名が被 代表校を代理して出席することができる。この場合、当該代表者は、総会までに被代表校 の意見を取りまとめ、総会では被代表校を代理して議決権を行使するほか、総会後は、そ の決議事項を被代表校に周知させることを要する。

3 前2項の規定に関わらず、すべての一般会員の代表者1名は、総会に出席し、議決権を行使することができる。また、すべての一般会員は、総会に出席する一般会員の代表者のうち前2項に掲げる以外のもの、又は、総会の議長に、議決権の行使を委任することができる。この場合において、議決権の行使を委任しようとする会員は、委任状を総会の議長に提出しなければならない。

第5章 資産及び会計

(入会金・定款第8条)

第11条 入会金は、10,000円とする。

(会費・定款第9条)

第12条 一般会員の年会費は、2012年度より、10,000円とする。ただし、マスターズ甲子園予選大会として正式に認められた地方予選リーグに出場しない一般会員は、年会費の支払を要しない。

2 賛助会員の年会費は、0円とする。

(マスターズ甲子園参加費)

第13条 甲子園球場使用関係費は、代表OB試合に申請した各地方予選リーグが、マスターズ甲子園・代表OB試合に代表校を送り甲子園を使用するための分担金として、平等に負担する。

2 マスターズ甲子園の参加費は、次のとおりとする。

(1)代表OB試合

1 リーグ 500,000円

(2) キャッチボール

参加者1人 2,000円

附則 この規約は、平成18年4月14日から施行する。

一部改正:平成20年12月13日 一部改正:平成22年11月11日 一部改正:平成23年12月22日